

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年六月三日第三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和元年十一月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

取消番号	第一〇一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	令和元年十一月 五日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 八十八ー一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 八十七ー二まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十三・六メー トル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇メー トル